

平成27年度 事業計画書

第1 事業方針

当支援センターは、事件・事故に遭われた被害者やご遺族の被害回復を側面的に支援するための民間団体として、平成16年6月1日に設立し、以降、電話・面接相談を通じての精神的なケアや法律的なアドバイス、検察庁・裁判所・病院等への付添い支援などの事業活動を展開してきました。

平成21年6月、任意団体から一般社団法人に組織変更、平成21年12月、県知事の「公益社団法人」の認定、平成22年11月、県公安委員会からの「犯罪被害者等早期援助団体」の指定など、組織体制や事業運営の整備・拡充を図ってきました。

近年、犯罪被害者が刑事裁判に参加する制度の創設などにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため法制度改革が進められてきています。これに伴って、当支援センターでは、検察・裁判関連支援などの直接的支援の要請が増加傾向を辿っています。

一方、社会の変革等により、依然として、全く面識のない殺人事件をはじめ、身体犯、性犯罪が脅威となってきたりしている犯罪情勢にあり、新たな局面として、性犯罪・性暴力に対する対応が社会の要請となっている様相を呈しております。

このような状況において、被害者のニーズも多様化しており、質の高い支援活動を展開していくためには、中長期展望に立った人材の育成、支援活動員の資質の向上を図る必要があります。

また、これらの事業活動を支えるため、安定的な財政基盤を構築することが当面の重要課題となっています。

当支援センター発足10年を経過した今、新たな対応として、性犯罪・性暴力被害者に対する支援が社会的な要請となっていることに鑑み、これに対する岐阜県からの委託事業を受託することとし、さらに事業活動、財政運営全般について、常に見直しと検証を進めていきたい。

本年度の事業指針として、次の7項目を掲げ、更に充実した被害者支援活動を推進することとする。

- 電話・面接相談活動の充実
- 直接的支援活動の充実
- 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(仮称)の受託業務の推進
- 関係機関との連携の強化
- 支援活動員研修の推進
- 広報・啓発活動の推進
- 安定的な財政基盤の整備

第2 事業計画

1 電話・面接相談活動の充実

- (1) 被害者やその家族、遺族からの相談に対して、犯罪被害者等の精神的被害を軽減するため、電話・面接相談の受理、被害者支援に関する情報を提供する。電話相談室に設置された専用電話により、支援活動員が交替制で対応する。

- (2) 面接相談の必要性が認められる場合は、支援活動員が犯罪被害者等に面接して対応する。メンタルケアを必要とする場合は、臨床心理士が対応し、精神的負担の軽減を図る。医療措置が必要な場合は、医療機関を紹介し、付添い支援をする。
- (3) 法的な救済が必要な場合は、県弁護士会被害者支援委員会、法テラス岐阜と連携して犯罪被害者等への法的な支援活動を行う。
- (4) 県内の遠隔地において被害者支援をする機会が多くなっている現状に対応し、預保に関わる日本財団からの助成による移動相談車を26年度末に導入したことから、これを市町村と連携した相談・面接相談がスムーズに実施できるシステムを構築する。とりわけ飛騨・東濃地区で試行をすることとしたい。

2 直接的支援活動の充実

- (1) 犯罪被害者等の要請に応じて、支援活動員による日常生活の支援、病院・検察庁・裁判所の付添い、代理傍聴等を行う。
- (2) 直接的支援グループによるケース検討会を随時開催し、支援活動の充実を図る。支援員の精神的負担の軽減と二次的被害を防止するため、スーパービジョンを必要に応じて実施することとしたい。
- (3) 直接的支援回数が著しく増加傾向にあり、直接的支援員の資質の向上を図る必要がある。「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」に定められた資格要件のある相談員を育成し、直接的支援活動のリーダーとして、支援員の助言・指導、支援プランの作成、関係機関との折衝等に当たらせる。
- (4) 被害者参加制度、損害賠償命令申立て制度、社会福祉制度、育英・奨学金制度について、積極的に情報提供するとともに、申請手続きを補助する。
- (5) 犯罪被害者への長期的な支援として、同じ悲しみや苦しみを経験した被害者・遺族が語り合うことを目的に集う「自助グループ活動」(ふれあい)に対して、グループ活動の調整に務める。

3 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(仮称)の受託業務の推進

- (1) 性犯罪・性暴力被害者は、身体的・精神的に極めて重い負担を強いられ、精神的ショックや羞恥心、さらに様々な二次的被害を受ける場合があり、被害申告をためらうと推定されます。このような被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図り、二次的被害の防止や被害の潜在化を防止するため、被害直後からの関係する産婦人科医等との連携による相談、支援ができることを目的とした「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(仮称)」を24時間体制で県が所管する。
- (2) 犯罪被害者の相談・支援のノウハウを持った、当支援センターに前記ワンストップ支援センターを併設し、県からの委託事業を受託する。
- (3) 当支援センターの「第7期養成講座」(後述、支援活動員研修の推進に記載)を実施するに当たり、新たな性犯罪・性暴力被害者相談業務に特化した、養成講座を県子ども家庭課と連携し、開設する。

4 関係機関との連携の強化

- (1) 犯罪被害者支援の全国民間組織「NPO法人全国被害者支援ネットワーク」、「県犯罪被害者支援活動推進協議会」との連携など、被害者支援に関する情報交換や相互協力を行う。人権擁護委員会などの会合にも積極的に参加し、支援活動の啓発活動を推進する。
- (2) 被害者支援施策に対する理解を深めるため、県警被害者支援室、県環境生活政策課、県子ども家庭課、各市町村と連携して、被害者支援の施策を推進する。
- (3) 犯罪被害者の会との交流を図り、フォーラムや街頭活動に積極的に参加する。
- (4) 犯罪被害者等からの要請により、給付金の申請から給付までの手続きの概要説明、裁定申請書類作成などの裁定申請手続きを補助する。

5 支援活動員研修の推進

- (1) 支援活動の充実、支援活動員の資質の向上を図るため、全国被害者支援ネットワークが開催する被害者支援フォーラム、全国研修会、東海北陸ブロック研修、実地研修等に積極的に参加する。
- (2) 支援活動員を対象とした「スキルアップ研修」を毎月(第2火曜日)継続して実施し、被害者支援に関する講義、電話相談要領、面接技法の習得、直接支援活動のケース検討などのグループ活動を推進する。
- (3) 支援員の知識・技能の向上のため、レベルにあった体験型の研修会を実施する。また、NNVS認定コーディネーターをはじめ、他府県の先進的な直接的支援活動経験者等を招聘した研修会を計画的に開催する。
- (4) 支援活動員を養成するための募集要領、研修計画を策定し、約2カ月間の「第7期養成講座」を開催する。

6 広報・啓発活動の推進

- (1) 犯罪被害者週間のキャンペーン事業として、被害者支援フォーラム・講演会を開催し、被害者の置かれた現状や支援活動の必要性、犯罪の未然防止を訴える。また、マスコミを通じて支援活動の広報に努める。
- (2) 機関誌「こころの輪」の定期的な発行、ポスター・リーフレットの作成、事業案内・ホームページの掲載内容を充実させ、タイムリーな広報とセンターの活動の周知に努める。
- (3) 関係団体が行う街頭広報やキャンペーンに参加し、被害者支援の必要性についての理解の増進、社会全体で被害者を支える気運の醸成に努める。

7 安定的な財政基盤の整備

- (1) 県・市町村からの補助金・負担金等の公的助成、日本財団・社会福祉団体等の民間団体からの助成金の要望・折衝を積極的に推進する。
- (2) ファンドレイジング活動を取り入れた資金獲得活動を推進する。寄附金付き自動販売機の拡充をはじめイオン黄色いレシートキャンペーン活動、いわゆる「ホンデリング」の推進、各企業・事業所への「募金箱」設置・促進等の活動を戦略的

な計画のもとに推進する。

- (3) 安定した財政基盤を整備して盤石なものとするため、運営委員会及び専門部会を定期的を開催し、安定した財源の確保と財政運営に関する協議をする。